

令和8年3月1日

各クラブ代表者 様

佐世保卓球協会
会長 村 博愛
(公印省略)

令和8年度佐世保卓球協会クラブ加盟登録申請について

陽春の砌、皆様にはますますご健勝にてご活躍のことと拝察いたします。平素から、卓球協会の活動・運営にご協力いただき厚くお礼を申し上げます。

つきましては、下記により本年度のクラブ加盟登録の申請手続きをよろしくお願い致します。

記

1. 会員の登録について (佐世保卓球協会会則第5条各項)

(1) 本協会の会員は、佐世保市在住者又は在勤の社会人及び佐世保市内の学生で本協会の趣旨に賛同し、所定の入会手続きを完了した者です。なお学生に関しては、次のとおりです。

①小・中学校の対象範囲は、佐世保市中学校体育連盟の区域とする。

②高校生の対象範囲は、佐世保市に隣接する県域を越えない区域の各高等学校とします。

(2) 市外在住者の加入については、佐世保市内のクラブに1年以上在籍し、活動されていることが原則です。更に理事を通して常任理事会に申し出て了承された者となります。

(3) 本協会への登録については、1クラブ(団体)所属を原則としますが、構成する団体及び個人の事情により、止むを得ないと認められる場合は、2クラブ(団体)までこれを認めるものとします。但し、その場合の一方は勤務先(学校)等とし、他方はクラブとします。

なお会費については、所属する両方から納入することになります。

(小学生・中学生・高校生共に学校及びクラブ双方での登録は可能です)

(4) 他のクラブへの移籍については、原則として年度当初の本登録によるものとします。止むを得ない事情により、年度途中に移籍する場合は、移籍先の理事により常任理事会に申し出て承認を受けるものとし、改めて登録会費を納入するものとします。

2. 登録年会費(会則第15条第2項) ※令和7年度より変更

- | | | |
|-----------------|-------|--------|
| (1) クラブ登録(4名以上) | 1名につき | 500円 |
| (2) 学生登録 | 1名につき | 200円 |
| (3) 個人登録(3名以下) | 1名につき | 1,000円 |

3. 申請書提出期限 別紙「加盟登録申請書」を令和8年3月23日(月)までにご提出下さい。

4. 申請書提出先 〒857-1165 佐世保市大和町992 荒木茂太 気付
佐世保卓球協会 宛 (☎0956-31-7013)
※電話、FAXでの提出はご遠慮ください

5. 会費の納入

総会開催(4月4日(土)相浦コミュニティセンター)時に納入をお願いします。

6. その他

(1) 登録団体(クラブ)には、本協会会則、大会予定表、大会案内及び講習会案内等を配付します。

(2) 登録団体(クラブ)の代表者は、佐世保卓球協会の理事となります。

(3) 会員名簿の作成にあたり、氏名の記入についてご了承ください。

(4) 代表者及び連絡責任者については、住所・氏名・電話番号・勤務先を記入願います。

(5) 協会関係者を除き、閲覧・公表等を禁止することとします。